

# 大阪市の再就職等規制

(令和元年8月)

大阪市人事室人事課

第7版

## はじめに

大阪市では、平成24年に「大阪市職員基本条例」、  
「職員の退職管理に関する条例」を制定し、市民の疑念  
や不信を招くような行為の防止、及び公務の公正性・市  
民の信頼確保を図るため、職員の退職後の再就職等  
の適正管理に努めています。

平成28年4月には、地方公務員法が改正され、退職  
管理に関する規定（再就職者からの働きかけの禁止）  
の一部については、法に基づくものとなっています。

また、平成29年9月には、これまでの取組みを更に推  
進するため、「大阪市職員基本条例」及び「職員の退職  
管理に関する条例」を改正し、勤続20年未満の管理職  
職員を再就職規制及び届出対象に追加しました。

既退職者・在職者の皆さまにおかれましては、条例等  
の趣旨をふまえ、職員の退職管理及び市政全般に対  
する市民の皆様の信頼確保にご協力いただきますよう  
お願いします。



# 目次

再就職等規制のポイント	1
1. 外郭団体等への再就職禁止	2
大阪市人材データバンク	4
2. 職員による再就職のあっせんの禁止	7
3. 再就職者による働きかけの禁止	8
4. その他	10

○関連条例、詳細については、  
[大阪市ホームページ\(人事室\)](#)にも掲載しています。

問合せ先 : 大阪市役所人事室人事課(人事グループ)  
          又は各所属人事担当部署  
TEL      : 06-6208-7515 【人事室人事課(人事グループ)】

# 再就職等規制のポイント



## 1. 外郭団体等への再就職禁止

(大阪市職員基本条例第47条)



勤続期間が20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者は、退職後、大阪市職員基本条例第47条第1項各号及び第2項に掲げる法人その他の団体に就職することはできません。(ただし、市長の承認を受けた場合を除く。(P3))



## 2. 職員による再就職のあっせんの禁止

(大阪市職員基本条例第48条、  
職員の退職管理に関する条例第7条)



職員は、他の職員又は職員であった者を、本市その他の公共団体以外のものに就職させるために情報の提供や情報の提供依頼等を行ってははいけません。



## 3. 再就職者による働きかけの禁止

(地方公務員法第38条の2、  
職員の退職管理に関する条例第3条)



再就職者は、職員に対して職務上の行為をするよう(しないよう)に、要求又は依頼を行ってははいけません。

# 1. 外郭団体等への再就職禁止

勤続期間が20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者は、退職後、次に掲げる5分類に当てはまる法人その他の団体に就職することはできません。

1 外郭団体

2 職員を派遣している団体

3 外郭団体の子法人

4 市が財政的援助をしている法人

- ア 出資・出えん、貸付金を市から受けている法人
- イ 過去2年間のいずれかの年度において、300万円以上の負担金、補助金、交付金を市から受けている法人

5 退職前5年間に携わった行政上の権限行使に係る法人(退職後2年間)

- 対象者:退職(予定)時の職位が局長級～係長級である者
- 規制期間:離職後2年間
- 権限内容:「審査基準」・「不利益処分基準」が定められている権限(※)

分類1～4(大阪市職員基本条例第47条第1項第1号～4号)  
分類5(大阪市職員基本条例第47条第2項)

※審査基準・不利益処分基準は大阪市HPIに掲載  
(市政>条例・規則など)



ただし、上記5分類に該当する場合であっても、市長が人事監察委員会の意見を聴き、公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認する場合には、就職することができます。(大阪市職員基本条例第47条第3項)

## 市長への承認申請の流れ

※承認を得る前であっても面接選考等についてはお受けいただけます。しかし、採用予定日の前日までに市長の承認を得られない場合又は不承認の場合は、速やかに採用内定又は採用選考を辞退してください。

再就職承認申請書を市長(※)に提出

※大阪市人事監察委員会事務局あて

人事監察委員会にて審査

人事監察委員会が審査結果を市長へ報告し、市長が再就職の可否を決定

再就職審査結果を通知

再就職手続き(審査結果を法人等へ報告)



次の3分類に該当する法人等へ就職する場合は、

必ず **人材データバンク** を利用しなければなりません。

- ① 外郭団体
- ② 職員を派遣している団体
- ③ 外郭団体の子法人

(大阪市職員基本条例第47条第5項)

違反行為が認められた場合、**違反者の氏名及び違反行為に係る法人の名称が公表**されます。(大阪市職員基本条例第53条)

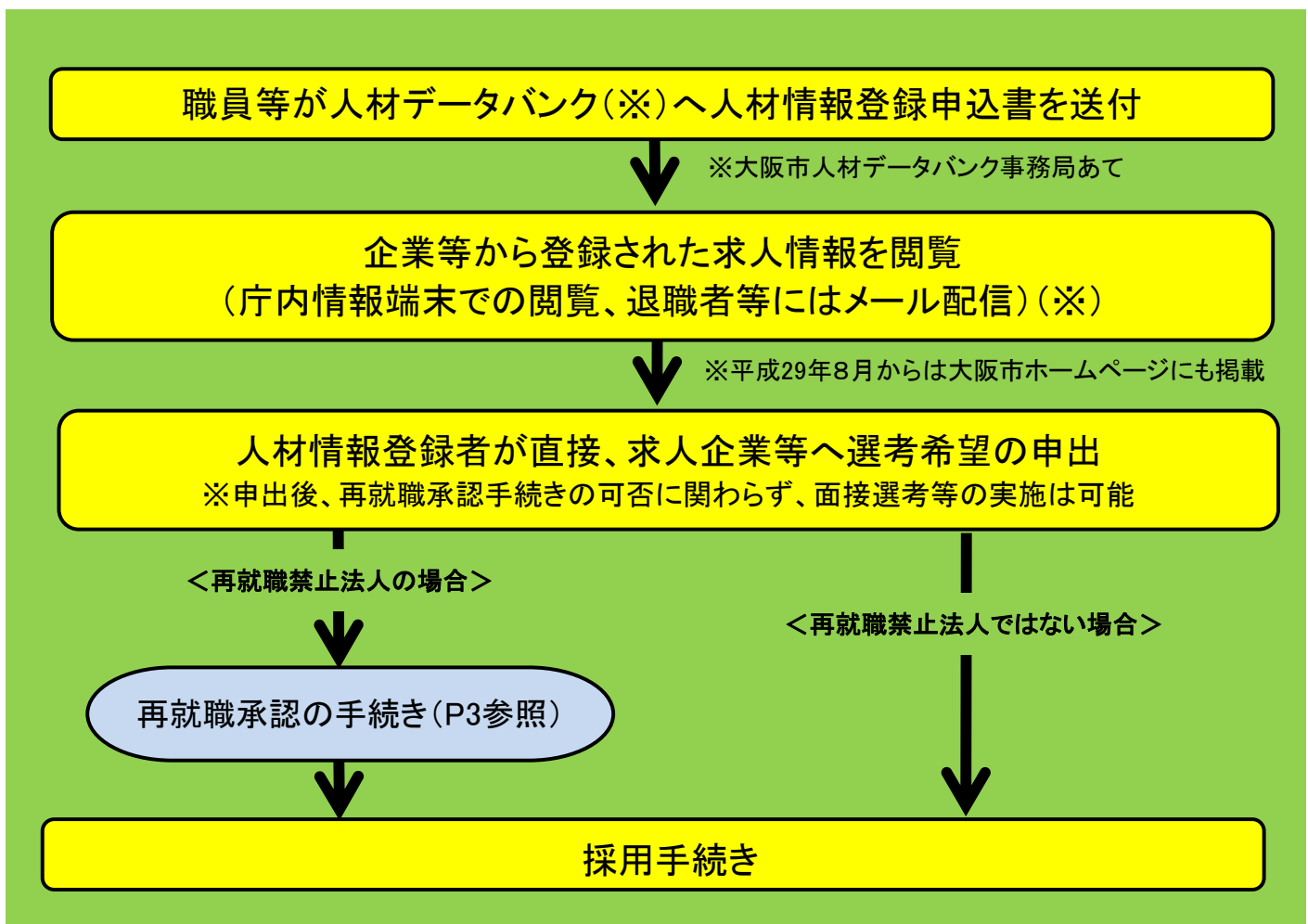


## 大阪市人材データバンクとは

職員の退職管理に関する条例第2条の規定に基づき、再就職の支援として求人企業等の情報を提供するもの。

※退職予定者及び退職者の再就職を保証するものではなく、求人企業等に対して退職予定者等をあっせんするものでもありません。

### 人材データバンクの利用方法 (大阪市人材データバンク実施要綱、以下「要綱」という)



採用が内定した場合、職員等は「就職内定報告書」、求人企業等は「採用内定通知書」を提出しなければなりません。

(要綱第5条第3項、第4項)

※人材データバンクへの人材情報の登録により、再就職が保証されるものではありません。



## 人材データバンクの登録対象者・手続き等について

### 人材情報の登録対象者

- (1) 勤続期間が20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者（要綱第3条第1項第1号）
- (2) 組織の改廃等により分限免職の対象となり得る者（要綱第3条第1項第2号）



ただし、懲戒免職処分を受けた者は登録できません。  
(要綱第3条第2項)

### 求人情報の登録対象企業等

上記登録者を採用する意向のある企業等  
(要綱第4条第1項)



大阪市職員基本条例第47条第1項第1号から第3号に掲げる法人その他の団体が、職員又は職員であった者を採用しようとする場合は、人材データバンクの登録が必須です。

※ 登録された人材情報又は求人情報について、登録を継続することが適当でない認められるときは、当該登録を抹消することがあります。（要綱第3条第5項、第4条第3項）

## 人材情報登録手続き

手順1 「人材情報登録申込書」を作成

手順2 手順1で作成した「人材情報登録申込書」をメールで送信  
→大阪市人材データベース事務局あて  
[ojd-bank@city.osaka.lg.jp](mailto:ojd-bank@city.osaka.lg.jp)

## 求人情報閲覧方法

求人情報は、庁内情報端末(庁内ポータル)に掲載するとともに、退職者等にはメールで配信しています。(原則火曜日更新)

庁内ポータル>所属サイト>人事室>求人情報登録一覧表

※平成29年8月より、求人情報は大阪市ホームページでも公表しています。



退職者、派遣等により庁内ポータルを閲覧できない環境にある方については、メールにて求人情報を配信します。メール配信にあたっての手続きは下記のとおりです。

手順 大阪市人材データベース事務局あて、  
[ojd-bank@city.osaka.lg.jp](mailto:ojd-bank@city.osaka.lg.jp) 以下の記載事項をメールにて送信

### 【記載事項】

件名 : 求人情報メール希望

本文 : ① 所属(退職時)、② 職員番号、③ 氏名、  
④ 送付を希望する指定メールアドレス

※人材情報登録と同時に手続きいただくことが可能です。その場合も、件名を「求人情報メール希望」とし、必ず本文中に配信先アドレスを指定してください。

## 2. 職員による再就職のあっせんの禁止



### 再就職のあっせんとは

(職員基本条例第48条、職員の退職管理に関する条例第7条)

**職員**が、営利企業等に対し、

『他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせること』を目的とする、以下に掲げる行為

- ① 職員又は職員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼すること
- ③ 職員又は職員であった者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること



職員

他の職員やOBを  
再就職させたい

条例に掲げる行為



営利企業等

ただし、職員が行う次に掲げる行為は、再就職のあっせんに該当しません。  
(職員の退職管理に関する条例第7条第2項各号)

- 人材データバンク制度により再就職支援を行う場合
- 職業安定法等の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 組織の改廃等による分限免職の対象となり得る者に対する再就職支援を行う場合
- 職員を退職派遣するための事務として行う場合



規制違反が疑われる場合、任命権者や人事監察委員会による調査が行われます。(職員基本条例第49～52条)

### 調査の結果、違反行為が認められた場合

違反者の氏名及び違反行為に係る  
法人の名称を公表  
(職員基本条例第53条)

懲戒処分の対象

### 3. 再就職者による働きかけの禁止



#### 働きかけとは

(地方公務員法第38条の2、職員の退職管理に関する条例第3条)

**再就職者**が職員に対して、職務上の行為をするよう(しないよう)に要求又は依頼をすること。



再就職

再就職者は、職員に対して職務上の行為をするよう(しないよう)に、要求又は依頼を行ってはならない。(地方公務員法第38条の2第1・4・5項、条例第3条第1項) 下記詳細



職員

職員は再就職者からの働きかけに応じてはならない。(職員の退職管理に関する条例第3条第2～4項)



働きかけを受けた職員は、人事委員会に届出をしなければなりません。(地方公務員法第38条の2第7項)

対象者	相手方	職務の内容	期間
全ての再就職者	退職前5年間に在職していた執行機関の組織※1の職員	契約等事務※2であって、退職前5年間の職務に属するもの	離職後2年間
	在職していた執行機関の組織※1の職員	本市と再就職企業間における自ら締結・決定した契約・処分	期限なし
(上記に加えて)管理職経験のある再就職者	管理職在職時の執行機関の組織※1の職員	契約等事務※2であって、管理職在職時の職務に関するもの	離職後2年間

※1 執行機関の組織 ... 区・局・室等の組織

※2 契約等事務 ... 本市と再就職先の営利企業等との間で締結される契約や、前者から後者に対して行われる処分(許認可等)に関する事務



# 働きかけに該当しない場合とは

(地方公務員法第38条の2第6項各号)

## 第6項各号

- 第1号 試験・検査・検定など、行政庁からの委託等を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- 第2号 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等
- 第3号 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- 第4号 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- 第5号 公開情報の提供を求める場合
- 第6号 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合



## 規制違反者には罰則が適用されます。

(地方公務員法第60、64条)

### 再就職者への罰則

働きかけを行った再就職者は  
【10万円以下の過料】  
(地方公務員法第64条)

不正な行為を行うよう働きかけた再就職者は  
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】  
(地方公務員法第60条)

### 職員への罰則

働きかけに応じた職員は  
【懲戒処分の対象】

働きかけに応じて不正な行為を行った職員は  
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】  
(地方公務員法第60条)

## 4. その他



**勤続期間が20年以上又は管理職の職員であった方は、退職後5年間に再就職の届出が必要です。**

(職員の退職管理に関する条例第4条・職員の退職管理に関する規則第22条)

- ➔ 勤続期間が20年以上又は管理職の職員であった方が、**退職後5年間に再就職(再々就職含む)**した場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、「元職員再就職届出書」の提出が必要です。
- また、再就職(再々就職含む)先での役職変更があった場合等にも提出が必要です。

「元職員再就職届出書」は、退職時の所属へ提出してください。



**規制違反者には罰則が適用されます。**

(職員の退職管理に関する条例第8条)

**届出をしなかった者・虚偽の届出をした者への罰則**

**【10万円以下の過料】**